

諮問事項 12 意見書等の提出に関する陳情の取扱いについて

1 課題の整理

(1) 課題

意見書の提出に関して、議会の議決（陳情採択の議決結果）が守られていない事例が発生しており、議会の不作為として指摘されかねない運営が行われている。

(2) 原因

「意見書の提出を求める陳情」を多数決で表決をしている一方で、意見書の提出は全会一致を原則としている。

2 これまでの検討状況

意見書提出を求める陳情を採択した場合、意見書を提出する道義的責任があることについては、全会派の認識は一致。

↓

↓

変更する必要があると考える会派の見解	変更の必要がないと考える会派の見解
議決についての陳情者に対する説明責任や、陳情を採択した場合の執行機関への対応の要請などから、現状を変更する必要がある。	現状は不作為ではない。また、意見書は議会の意思となるため、引き続き全会一致によるべきであり、現状を変更する必要があるとまでは言えない。

3 取扱案

全会一致は維持した上で、現状を改善

(案1-1) 意見書・要望書等の提出を求める陳情は、議会運営委員への参考送付とする。

意見書・要望書等の提出を求める陳情は委員会に付託せず、議会運営委員への参考送付とする。意見書等を提出すべきと判断した会派は、案文を作成・提出し、会派提案の意見書と併せて幹事長会において議論する。

【採用した場合の課題】

- ・各会派が陳情書を受け取ったあと、案文の作成を速やかに行う必要がある。
- ・議論の過程や中身が見えにくくなる。

(案1-2) 初回の委員会審査で全会一致での採択となる見通しのない陳情は、表決を行わずに審議未了（保留）とする。

これまで通り、委員会において十分な審査を行う。その上で、全会一致での採択となる見通しのない場合は、意見開陳や表決を行わず、審議未了（保留）とする。

全会一致を賛成多数に変更することで、現状を改善

(案2) 陳情の表決結果を踏まえて、賛成多数でも意見書を提出する

陳情採択と意見書未提出の不整合を正し、議会の不作為をなくすため、賛成多数でも意見書を提出する。なお、会派提案の意見書は、引き続き全会一致を原則とする。

【採用した場合の課題】

- ・板橋区議会の総意ではない意見書を提出することになる。

現行の取扱いを継続

(案3) 現行の取扱いを継続する

委員会において、意見書提出を求める陳情が賛成多数で採択された場合は、意見書の提出は行わない現行の取扱いを継続する。

【採用した場合の課題】

- ・道義的責任があることを認識しながら、議決後に何ら対応していないことが問われる。